

中小企業・小規模企業振興条例案の修正案について

2018年12月13日
日本共産党東京都議会議員団

日本共産党都議団は、中小企業・小規模企業振興条例案をより実効性のあるものとなるよう、14日の経済・港湾委員会に修正案を提出します。内容は以下のとおりです。

【修正案の内容】

1. 小規模企業に対する支援を小規模企業振興基本法に基づいて行うよう、条文中に書き込みました。
2. 第4条（都の責務及び施策の基本方針）に下記を追加しました。
 - ①1項に「取引の適正化」との文言を追加しました。
 - ②9項冒頭に「工業集積地域などの」との文言を追加しました。
 - ③伝統産業や地場産業の保全と活性化について、項を追加しました。
 - ④商店街の活性化や支援についての項を追加しました。
3. 第10条（区市町村の協力）に、区市町村に対する都の支援の項目を追加しました。
4. 調査研究等に対する体制整備を追加しました。（第13条）
5. 中小企業の振興に関する施策の実施状況の概要の公表と、議会への報告を知事の義務として追加しました。（第14条）
6. 東京都中小企業・小規模企業白書の作成、公表を追加しました。（第15条）
7. 財政上の措置（原案第13条、修正案第16条）に「税制上」の文言を加えました。

以上